

国立大学法人京都大学教職員給与規程

(平成16年達示第80号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第31条の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第2条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。

ただし、法令又は労働者の過半数を組織する労働組合がある場合はその組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で締結された書面による協定がある場合には、法令又は過半数協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員の同意を得て、当該教職員の本人名義の預貯金口座への振り込みによる方法により支払うことがある。

(俸給)

第3条 教職員の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮し定めるものとする。

(教職員の給与)

第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第7条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当を除いた全額とする。

(俸給表の種類)

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定める。

- 一 一般職俸給表(一)(別表第1)
- 二 一般職俸給表(二)(別表第2)
- 三 教育職俸給表 (別表第3)
- 四 医療職俸給表(一)(別表第4)
- 五 医療職俸給表(二)(別表第5)
- 六 指定職俸給表 (別表第6)

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級(指定職俸給表の適用を受ける教職員にあっては号俸。)に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。)に定める。

(初任給)

第6条 新たに採用された教職員の受ける俸給は、初任給、昇格、昇給等の基準による。

(昇格及び降格)

第7条 教職員の昇格及び降格は、初任給、昇格、昇給等の基準による。

- 2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより決定する。
- 3 前条又は前2項の規定により号俸を決定する場合において、他の教職員との権衡上必要と認めるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することがある。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、その者の勤務成績を考慮して次のとおり行う。

- 一 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることがある。

ただし、前2条の規定により号俸が決定された場合において、他の教職員との権衡上必要と認めるときは、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより、当該期間を短縮することがある。

- 二 教職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前号の規定にかかわらず、同号に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことがある。

- 三 教職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。

ただし、それらの俸給月額を受けている教職員で、その俸給月額を受けるに至ったときから24月(その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月)を下らない期間を良好な成績で勤務したものの、勤務成績が特に優秀なもの等については、その教職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額を超えて、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより、昇給させることがある。

- 四 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える教職員は、第1号、第2号及び前号ただし書きの規定にかかわらず昇給しない。

ただし、当該教職員で勤務成績が特に良好であるものについては、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより昇給させることがある。

(給与の支給日及び支給方法)

第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。

- 2 期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給日は6月30日及び12月10日とする。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。

- 3 寒冷地手当の支給日は10月31日とする。

ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。

- 4 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特地勤務手当等は、俸給の支給方法に準じて支給する。

ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

- 5 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。

ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。

(俸給の支給)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

ただし、離職した国家公務員及び国立大学法人職員が即日教職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の暦の日数から勤務時間等規程第11条及び第12条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

(俸給の調整額)

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

(俸給の特別調整額)

第12条 俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある別表第9に掲げる者(指定職俸給表適用者を除く。)に対し、その区分に応じた支給割合をその者の俸給月額に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が、俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

(初任給調整手当)

第13条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とされる教職員(教育職俸給表適用者に限る。)に対し、採用の日から35年以内の期間支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される教職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、教職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を総長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。

3 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属

する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員について当該教職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(都市手当)

第16条 都市手当は、別表第10の区分に掲げる支給地域に在勤する教職員に、その教職員の俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該区分に対応する支給割合を乗じて得た額を支給する。

2 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する地域を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動(以下この項において「異動」という。)の直後に在勤する地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が前項で定める地域に該当しないこととなる時は、当該教職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の都市手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する都市手当の支給については、別に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用者等」という。)であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による都市手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、都市手当を支給する。ただし、前項における「異動前の支給割合」は、別に定める割合とする。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)
 - 二 当該教職員の所有に係る住宅(別に定めるこれに準じる住宅を含む。)のうち当該教職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している教職員で世帯主であるもの
 - 三 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者が居住するための住宅(大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる教職員

次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる教職員 2,500円

三 前項第3号に掲げる教職員

第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる教職員

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間の内最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる教職員

次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- | | |
|--|---------|
| イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 | 2,000円 |
| ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 | 4,100円 |
| ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 | 6,500円 |
| ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 | 8,900円 |
| ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 | 11,300円 |
| ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 | 13,700円 |
| ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 | 16,100円 |
| チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 | 18,500円 |
| リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 | 20,900円 |
| ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 | 21,800円 |
| ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 | 22,700円 |
| ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 | |

23,600円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員

24,500円

三 前項第3号に掲げる教職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

- 4 前項の規定は、給与法適用者等であった者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当する住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する施設で別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)

を負担することを常例とする教職員（別に定める教職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当

支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 通勤手当は、前4項により定めた額をもとに支給単位期間の月数で除して得た額を支給する。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第19条 勤務場所を異にする異動又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は施設等の移転の直前の住居から当該異動又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 給与法適用者等であった者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の傷病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し

必要な事項は国立大学法人京都大学特殊勤務手当支給細則で定める。

(特地勤務手当)

第 2 1 条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として、国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則(以下「特地勤務手当等支給細則」という。)で定める施設(以下「特地施設」という。)に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、俸給及び扶養手当の月額の合計額の 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で特地勤務手当等支給細則で定める。

3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、特地勤務手当等支給細則で定める。

第 2 2 条 教職員が勤務場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設が特地施設又は特地勤務手当等支給細則に定めるこれらに準ずる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該教職員には、特地勤務手当等支給細則で定めるところにより、当該異動の日から 3 年以内の期間(当該異動の日から起算して 3 年を経過する際特地勤務手当等支給細則で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)俸給及び扶養手当の月額の合計額の 1 0 0 分の 6 を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 給与法適用者等であつた者から引き続き教職員となつて特地施設又は準特地施設に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した教職員(採用の事情等を考慮して特地勤務手当等支給細則で定める教職員に限る。)その他前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして特地勤務手当等支給細則で定める教職員には、特地勤務手当等支給細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(超過勤務手当)

第 2 3 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 3 9 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。)における勤務

1 0 0 分の 1 2 5

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

1 0 0 分の 1 3 5

(休日給)

第 2 4 条 祝日法による休日等(勤務時間等規程第 1 1 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあつては、勤務時間等規程第 1 3 条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第 1 1 条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 3 9 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額に 1 0 0 分の 1 3 5 を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

(夜勤手当)

第25条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた教職員には宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、宿日直勤務1回につき、4,200円を下回らない額とする。

3 第1項の勤務は、第23条から第25条の勤務には含まれないものとする。

(管理教職員特別勤務手当)

第27条 第12条の規定に基づき俸給の特別調整額の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 管理教職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、別に定める額とする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第8項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの並びに医療職俸給表(一)7級、医療職俸給表(二)6級以上であるもののうち第12条に定める区分が第 種及び第 種である教職員(以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当の月額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給の月額並びにこれに対する都市

手当の月額合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額）を第2項の期末手当基礎額とする。

（役職段階別加算適用表）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職（一）	11級・10級	100分の20
	9級・8級	100分の15
	7級・6級	100分の10
	5級・4級	100分の5
一般職（二）	6級	100分の10
	5級・4級	100分の5
	3級（別に定めるものに限る）	
教育職	5級	100分の15（別に定めるものにあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（別に定める4級にあつては100分の15）
	2級・1級（別に定めるものに限る。）	100分の5
医療職（一）	8級・7級・6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級（別に定める者に限る。）	
医療職（二）	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級（別に定める者に限る。）	

（管理職加算適用表）

俸給表	俸給の特別調整額の区分	職務の級	加算割合
一般職（一）	種	9級・10級・11級	100分の25
	種		100分の15
教育職	種	5級	100分の15
医療職（二）	種	6級・7級	100分の15

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定により懲戒解雇された教職員

- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第1項の規定により解雇された教職員
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ)をされ、その判決が確定していない場合。
 - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これ

らの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

- 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当の月額の合計額とする。

- 5 第28条第4項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第4項」と読み替える。

- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替える。

（期末特別手当）

- 第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの（第36条第8項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 箇 月 未 満	1 0 0 分 の 3 0

- 3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第49条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する都市手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

- 6 第29条及び第30条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替える。

（寒冷地手当）

第33条 寒冷地手当は、国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則（以下「寒冷地手当支給細則」という。）に定める基準日（以下この条において「基準日」という。）において、寒冷地手当支給細則に定める支給地域（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員（寒冷地手当支給細則に定める教職員を除く。）に支給する。なお、基準日の翌日から寒冷地手当支給細則に定める日までの間に採用、異動等の事由により支給地域に在勤することとなった教職員（寒冷地手当支給細則に定める教職員を除く。）に対しても同様とする。

- 2 前項、又は寒冷地手当支給細則により寒冷地手当の支給を受けた教職員につき、寒冷地手当支給細則に定める期間内に寒冷地手当支給細則に定める事由が生じた場合には、当該教職員に寒冷地手当支給細則により算出した額を追給し、又は返納させる。

- 3 本条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則に定める。

（特定の教職員についての適用除外）

第34条 第11条から第15条、第17条、第20条、第23条から第26条及び第28条から第31条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第23条及び第24条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。
(委員、顧問等の給与)

第35条 委員、顧問、その他別に定める者については、勤務1日につき、37、900円から19,700円の範囲内の額とする。

(休職者の給与)

第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和48年法律第85号)(以下「労災保険法」という。))第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ)により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、住居手当、および期末手当のそれぞれ100分の20を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、住居手当、および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。

5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び住居手当、期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

6 就業規則第15条第1項第1号から第3号に掲げる事由により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 就業規則第15条第1項第4号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めるときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、第9条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することがある。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第36条第8項」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する祝日法の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)又は同第13条に規定する年末年始の休日(勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代

休日。)である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間、同第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、同第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等、及び同第58条による就業禁止期間、並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(端数計算)

第38条 次条に規定する勤務1時間あたりの給与額及び第23条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定するとき、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する都市手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する都市手当、初任給調整手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前2項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。

(雑則)

第40条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については別に定めることがある。

附 則

1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。

2 当分の間、本規程の別表第1から第6に定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があった場合は、それらの改訂についても同様とする。

3 成立日の前日に国立大学の職員であった者が異動のため、平成16年4月1日に辞職し、同日、国立大学法人職員等になった場合における離職の取扱いは、その者が平成16年3月31日に離職したものとみなし本規程にて取り扱うこととする。

4 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条に規定する教職員のうち、大学の成立する日(以下「成立日」という。)において引き続き大学の教職員となった者(以下「承継職員」という。)であって、成立日の前日において京都大学総長から一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第11条(扶養手当)第11条の9(住居手当)第12条(通勤手当)又は第12条の2(単身赴任手当)に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第14条(扶養手当)第17条(住居手当)第18条(通勤手当)又は第19条(単身赴任手当)の規定による認定があったものとみなす。

また、当分の間、第18条(通勤手当)の規定にかかわらず、教職員の通勤手当については、成立日の前日における給与法(以下「旧給与法」という。)第12条(通勤手当)に準じて運用することとし、その際、旧給与法第12条中「(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の二分の一(その差額の二分の一が5,000円を超

えるときは、5,000円)を45,000円に加算した額)」を「その額が55,000円を超えるとときは、55,000円)」に、旧給与法第12条第5項中「45,000円」を「55,000円」に読み替え、旧給与法第12条第2項第二号中の「イ」～「リ」の区分を第18条第2項第二号中の「イ」～「ワ」の区分に読み替えるものとする。

- 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

一般職俸給表(一)

(16.4.1~)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	俸給月額 円										
1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
23			300,000	353,000	373,800	413,300					
24			302,000	355,200	376,400	416,700					
25			303,900	357,600	379,000						
26			305,700	359,800	381,600						
27			307,600	362,100							
28			309,600	364,300							
29			311,500								
30			313,400								
31			315,300								
32			317,100								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第35条に規定するものを除く。

一般職俸給表(二)

(16.4.1~)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	-	165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
28	226,600	270,000	302,200	318,700		
29	228,500	271,500	304,000	320,900		
30	230,500	273,100	305,900	323,100		
31	232,400	274,700	307,700	325,100		
32	234,000	276,400				
33		277,900				

備考 この表は、機器の運転操作、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

教育職俸給表

(16.4.1 ~)

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	-	-	252,700	285,600	365,900
2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
24	321,400	382,800	458,900	497,000	
25	324,900	385,700	462,000	500,300	
26	328,000	388,400	465,000	503,600	
27	331,000	391,300	468,100		
28	333,700	394,000	471,100		
29	335,900	396,800			
30	337,900	399,400			
31	340,000	402,200			
32	342,000	405,000			
33	344,000	407,900			
34	346,000	410,700			
35	348,000				
36	350,100				
37	352,200				
38	354,400				

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手、教務職員に適用する。

医療職俸給表(一)

(16.4.1 ~)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100	405,600
2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600	417,600
3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300	429,600
4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900	441,600
5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200	453,500
6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700	465,400
7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400	477,200
8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000	489,300
9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200	501,700
10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200	514,200
11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700	521,800
12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600	528,900
13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900	535,500
14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300	542,100
15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900	547,400
16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000	551,700
17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100	
18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900		
19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500		
20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100		
21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100			
22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500			
23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900			
24		295,700	354,400	378,000				
25		297,500	356,700	380,400				
26		299,200	358,700	382,900				
27		301,100	360,800	385,500				
28		302,800	362,900					
29			365,100					
30			367,300					

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で初任給、昇格、昇給等で定めるものに適用する。

医療職俸給表(二)

(16.4.1~)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
25	283,900	336,800	378,600	398,900			
26	288,000	340,700	381,900	402,200			
27	291,500	344,000	384,900	405,100			
28	294,600	347,000	387,700	407,500			
29	297,100	349,700	390,500				
30	299,200	351,800	393,200				
31	301,000	353,800	395,500				
32	302,900	355,700					
33	304,800	357,600					
34	306,700	359,700					
35	308,600	361,800					
36	310,500	364,000					
37	312,300	366,300					
38	314,400	368,500					
39	316,300						
40	318,400						
41	320,200						

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。

(16.4.1~)

指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、総長が定める者に適用する。

別表第7

	勤務箇所	支給職種	職務内容	調整数
1	各部局	教授、助教授、講師	大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生(医学研究科にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上)に対する研究指導に従事する教職員	3
2	各部局	教授、助教授、講師(1に掲げる者を除く)	大学院担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する教職員	2
3	各部局	助手	大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する別に定める教職員	1
4	医学部 附置研究所	病理細菌技術者	患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする教職員	1
5	医学部 附置研究所	教職員(教員を除く)	上記業務に従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員	1
6	医学部 農学部 附置研究所	教職員(教員を除く)	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員	1
7	医学部附属病院	看護助手	結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。))に勤務する教職員	3
8	医学部附属病院	看護師長(専任の者に限る) 看護師 准看護師	結核病棟又は精神病棟に勤務する教職員	2
9	医学部附属病院	医師 歯科医師	結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする教職員	2
10	医学部附属病院	病理細菌技術者	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する教職員	2
11	医学部附属病院	診療放射線技師	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする教職員	2
12	医学部附属病院	作業療法技術職員	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする教職員	2
13	医学部附属病院	看護師長(8に掲げる者を除く) 看護師 准看護師	結核病棟、精神病棟又は集中治療部に勤務する教職員 集中治療病棟に勤務する教職員	1
14	医学部附属病院	医師(専任の者に限る)	集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする教職員	1
15	医学部附属病院	事務職員	受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする教職員	1
16	原子炉実験所	教職員(教授、助教授、講師を除く)	原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員	3
17	原子炉実験所	教職員(16に掲げる者を除く)	原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
18	原子炉実験所	教職員(教授、助教授、講師を除く)	原子炉に直結する実験棟(別に定めるものに限る)における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員	2
19	原子炉実験所	教職員(教授、助教授、講師を除く)	放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員	2
20	原子炉実験所	教職員(18に掲げる者を除く)	18に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
21	原子炉実験所	教職員(19に掲げる者を除く)	放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
22	原子炉実験所	教職員	トレーサー棟における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における実験及び研究(別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員	1
23	原子炉実験所	教職員	原子炉の運転の管理又は放射線の安全管理の総合的な調整の業務に直接従事することを常例とする教職員	1
24	原子炉実験所	教職員	原子炉に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする教職員	1

別表第 8

< 調整基本額表 >

イ 一般職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	5,100 円
2 級	6,500 円
3 級	8,500 円。ただし、1 号俸 8,298 円
4 級	9,800 円
5 級	10,200 円
6 級	10,800 円
7 級	11,300 円
8 級	11,900 円
9 級	12,900 円
10 級	13,600 円
11 級	15,400 円

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	5,900 円。ただし、2 号俸 5,427 円、 3 号俸 5,593 円、4 号俸 5,764 円
2 級	7,400 円
3 級	8,000 円
4 級	8,600 円
5 級	9,200 円
6 級	10,200 円

八 教育職俸給表

職務の級	調整基本額
1 級	9,400 円。ただし、2 号俸 7,236 円、3 号俸 7,591 円、4 号俸 8,046 円、5 号俸 8,532 円、 6 号俸 8,878 円、7 号俸 9,207 円
2 級	11,100 円。ただし、2 号俸 9,126 円、3 号俸 9,522 円、4 号俸 9,922 円、 5 号俸 10,350 円、6 号俸 10,773 円
3 級	12,600 円。ただし、1 号俸 11,371 円、2 号俸 11,952 円、3 号俸 12,523 円
4 級	13,500 円。ただし、1 号俸 12,852 円
5 級	16,200 円

二 医療職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	6,100 円
2 級	8,000 円。ただし、2 号俸 7,947 円
3 級	9,600 円。ただし、1 号俸 9,243 円、 2 号俸 9,562 円
4 級	10,200 円
5 級	11,200 円
6 級	12,000 円
7 級	13,000 円
8 級	14,900 円

ホ 医療職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	8,100 円。ただし、2 号俸 6,840 円、 3 号俸 7,092 円、4 号俸 7,353 円、 5 号俸 7,632 円、6 号俸 8,001 円
2 級	9,900 円。ただし、2 号俸 8,050 円、 3 号俸 8,428 円、4 号俸 8,847 円、 5 号俸 9,103 円、6 号俸 9,369 円、 7 号俸 9,634 円
3 級	10,300 円。ただし、1 号俸 9,940 円、 2 号俸 10,251 円
4 級	10,600 円
5 級	11,000 円
6 級	12,400 円
7 級	13,400 円

別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条関係)

職名	支給割合
文学研究科	
科長	20
事務長	12
教育学研究科	
科長	20
臨床教育実践研究センター長	10
事務長	12
法学研究科	
科長	20
法政実務交流センター長	10
事務長	12
経済学研究科	
科長	20
事務長	12
理学研究科	
科長	20
地球熱学研究施設長	10
天文台長	10
事務長	12
医学研究科	
科長	20
動物実験施設長	10
総合解剖センター長	10
高次脳機能総合研究センター長	10
事務長	12
医学部附属病院	
病院長	20
薬剤部長	12
事務部長	20
総務課長	16
管理課長	16
医事課長	16
企画室長	12
看護部長	20
副看護部長 (総務担当)	12
薬学研究科	
科長	20
事務長	12
工学研究科	
科長	20
環境質制御研究センター長	10
事務部長	20
総務課長	12
経理課長	12
教務課長	12
学術協力課長	12
農学研究科	
科長	20
牧場長	10
事務部長	20
総務課長	12
経理課長	12
教育・研究協力課長	12
農学研究科附属農場	
農場長	12
人間・環境学研究科	
科長	20
事務長	12
エネルギー科学研究科	
科長	20
アジア・アフリカ地域研究研究科	
科長	20
情報学研究科	
科長	20
生命科学研究科	
科長	20
地球環境学学	
学舎長	20
化学研究所	
所長	20
先端ビームナノ科学センター長	10
ハイパフォーマティクスセンター長	10
元素科学国際研究センター長	12
宇治地区事務部	
事務部長	20
総務課長	12
経理課長	12
研究協力課長	12
人文科学研究所	
所長	20
漢字情報研究センター長	10
事務長	12
再生医学研究所	
所長	20
事務長	12
エネルギー・理工学研究所	
所長	20
材料・複合機構研究センター長	12
生存圏研究所	
所長	20

職名	支給割合
防災研究所	
所長	20
災害観測実験センター長	10
火山活動研究センター長	10
地震予知研究センター長	12
水資源研究センター長	10
巨大災害研究センター長	10
技術室長	12
基礎物理学研究所	
所長	20
事務長	12
ウイルス研究所	
所長	20
エイズ研究施設長	10
感染症モデル研究センター長	10
事務長	12
経済研究所	
所長	20
事務長	12
数理解析研究所	
所長	20
事務長	12
原子炉実験所	
所長	20
原子炉応用センター長	10
原子炉医療基礎研究施設長	10
技術室長	12
事務部長	20
総務課長	12
経理課長	12
霊長類研究所	
所長	20
人類進化モデル研究センター長	10
事務長	12
東南アジア研究所	
所長	20
事務長	12
学術情報メディアセンター	
センター長	12
事務長	12
放射線生物研究センター長	10
放射性同位元素総合センター長	10
生態学研究センター長	12
保健管理センター所長	12
留学生センター長	10
総合博物館長	10
高等教育研究開発推進センター長	12
国際融合創造センター長	12
低温物質科学研究センター長	10
フィールド科学教育研究センター長	12
附属図書館	
館長	20
事務部長	20
総務課長	16
情報管理課長	12
情報サービス課長	12
総務部	
部長	20
総務課長	16
広報課長	16
企画部	
部長	20
企画課長	16
人事部	
部長	20
職員課長	16
人事課長	16
財務部長	
部長	20
財務課長	16
出納課長	16
契約課長	16
資産管理課長	16
施設・環境部	
部長	20
企画課長	16
建築課長	16
機械設備課長	16
電気情報設備課長	16
学生部	
部長	20
学生課長	16
厚生課長	16
教務課長	16
入試課長	16
研究・国際部	
部長	20
研究協力課長	16
国際交流課長	16
留学生課長	16
情報環境部	
部長	20
企画管理課長	16
医療技術短期大学部	
部長	14
事務長	12
評議員	12
学科長	10

種 25% 種 20% 種 16% 種 12% (14%) 種 10%

別表第10（第16条関係）

【都市手当】

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の12
京都府京都市	100分の10
京都府宇治市（宇治地区施設に限る）	100分の10
大阪府高槻市	100分の10
大阪府泉南郡（原子炉実験所に限る）	100分の6
滋賀県大津市	100分の3